

令和5年第6回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年5月25日(木) 鶴ヶ島市役所 504会議室				
開会時刻	午前10時00分	宣告者	議長(会長)	町田 弘之	
閉会時刻	午前10時56分	宣告者	議長(会長)	町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之				
委員の出席状況					
農 業 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席	
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席	
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠	出席	
6	沼倉 裕之	出席			
7	小川 佐智恵	出席			
8	長谷川 正博	出席			
9	新井 正美	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			職 名	氏 名	
			事務局長	玉 木 亨	
			事務局次長	中島 浩喜	
			主 査	高 橋 浩	
			主 任	岩波 圭介	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第15号 農地法第3条の規定による許可について				
日程第3	議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について				
日程第4	報告第5号 報告事項について				
日程第5	その他 農業委員会等に関する法律第37条等に基づく令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について				
議 事 (担当)		内 容			
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第6回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号3番 比留間 正道 委員</p> <p>議席番号4番 須藤 良春 委員</p> <p>を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第15号</p> <p>農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>			

	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>譲受人は日高市において、長年農業経営を行っています。現在は個人として約48,000㎡の耕作地で、野菜等を生産しており、日高市農業委員として15年以上活動するほか、農協の総代を務めるなど、地域農業の担い手となっています。</p> <p>そのほかにも、経営を長男が行っている農地所有適格法人では、加工・販売・商品開発等を担っています。</p> <p>譲受人は、農地を集約することのできる地域の中核的農業経営体として、より一層の経営力強化を目指しており、そのことについて家族や従業員とも協議を行っているとのことです。</p> <p>そのため、耕作に適した農地は、利用権設定に積極的に動くほか、散逸を防ぐために取得を視野に入れて計画・検討をしています。</p> <p>本申請地は市外ではありますが、経営する農園から自動車ですら3分程度と距離が近く、農地の状態が作付けに適していることから、取得したいと考えています。</p> <p>土地所有者は毛呂山町に居住する会社員であるため、自宅から離れた農地の管理が難しく、譲受人に対して所有権移転の相談があったとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請地以外に、鶴ヶ島市内の農地は所有していないとのことです。</p>
	議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第16号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>1番について、事務局より、説明をお願いします。</p>
	事務局	議案書をもとに、説明します。

譲受人は、さいたま市桜区で妻と4歳と1歳の息子との4人で官舎にて生活しています。

子どもが生まれてから、家財道具も増え、現在の官舎では、手狭になってきたことから、自己用住宅の建築を計画しました。

譲受人の実家は、大字藤金地内にあり、申請地から車で10分かからない距離にあるため、実家との行き来が容易であり、子育てのサポートを受けやすい環境にあるとのことです。

また、本申請地であれば、今後、両親や祖母のサポートを必要とした場合に最適な場所であるとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
譲受人は、比企郡鳩山町で妻との2人で賃貸住宅にて生活しています。

譲受人は、令和3年に結婚し、これから永く安全で、安心した暮らしができる申請地に自己住宅の建築を計画しました。

夫婦の勤務先は鳩山町にあり、通勤時間は、長くなりますが、車で20分から30分の距離であるため、通勤に不便はないと考えているとのことです。

妻の実家は、坂戸市泉町にあり、申請地から車で15分程の距離にあるため、実家との行き来が容易であり、

今後、子どもが生まれたら、子育てのサポートを受けやすい環境にあり最適な場所であるとのことです。

	議長	次に担当する農業委員の、委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員の、委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第4	議長	報告第5号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第4回及び第5回総会における なし 審議案件 ・農地法第5条の規定による許可 なし の取消申出について ・農地法第4条の転用届出専決処分 4 件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 6 件 ・農地法施行規則第29条第1号に 基づく届出 2 件 ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第5	議長	その他について、説明事項等がありますか。
	事務局	農業委員会等に関する法律第37条等に基づく、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局（案）を説明させていただきます。
		【説明】
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので、農業委員会等に関する法律第37条に基づく、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、事務局（案）のとおりの内容としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
	議長	異議がないようなので、事務局（案）のとおりの内容で決定いたします。
	議長 事務局	その他説明事項等は、ありますか。 特にありません。
議事録の署名	事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和5年第6回農業委員会総会を閉会します。